

退去の流れについて

県営住宅の退去に関しては、下記の要領により実施いたします。

1 県へ退去書類の提出

退去する方は、退去に必要な書類(①～④)を愛媛県営住宅管理グループへ提出してください。

《退去に必要な書類等》

- ①「県営住宅退去届出書」
- ②「敷金還付請求書」
- ③「入居許可証」
紛失していれば、「入居許可証紛失届」
- ④「口座振替申込書兼債権者登録(変更)票」
※ 線を引いている箇所は記入しないで下さい。
※ ㊟は認印で結構です。
※ 返信用封筒をご利用下さい。
- ⑤退去検査時に印鑑持参(認め印で結構です。)
※書類中の退去日は空欄としてください。

2 県営住宅管理グループへ退去検査の日時を予約

退去検査は、退去者・県営住宅管理グループの2者で行います。
このため、退去者は退去検査の日時(平日の10:00～16:00の間)を決めていただき、県営住宅管理グループへ退去検査の予約をしてください。

※退去検査が込み合っている時には、必ずしもご希望に添えないことがありますので、退去検査希望日は、第2・第3希望をご用意ください。

3 退去検査

予約をとった退去検査日までに、荷物を全て搬出し入居者が負担する修繕を行ってください。
前述の2者立会いの元で退去検査を実施し、住戸の修繕箇所のチェックを行います。

●入居者が負担する修繕がある場合
修繕が終わり、カギを返す時点まで家賃がかかります。
よって、カギを返却した日を「退去日」として処理します。

《入居者が負担する修繕》

(★詳細は、県営住宅のしおりを参照)

- 畳 … 入居後3年以上経過した場合は、全て表替えをしてください。
3年未満で退去する際は経過年数や使用状況等により、相応の修復をしていただきます。
- 襖 … 破れ、落書き、汚れのあるフスマは張替えを原則とします。
(白い綺麗な状態のものは張替えの必要はありません。)
- その他 … 入居者の故意又は過失により修繕の必要が生じたものは、修復していただきます。

●退去検査日に、上記の入居者負担の修繕が終了している場合
退去検査日を「退去日」とします。

(※退去日が月の途中の場合は、その月の家賃は日割計算した額となります。)

4 その他（注意事項）

(1) 譲渡物について

個人で設置されたものは、原則、全て撤去していただくようになりますが、譲渡物として次の入居者へ譲ることも可能です。(有償又は無償で)
ただ、譲渡希望物がある場合、次の入居者が「不要」との申し出があればその時に撤去していただくかねばなりません。
(個人の所有物なので、譲渡のやりとりに県営住宅管理グループは介入しません。)

譲渡対象物: 台所湯沸器、浴槽、風呂釜、網戸やカーテンレール等

(※県で設置していないものです。(団地によって異なります。))

(2) 部屋の清掃について

県営住宅管理グループでは、費用が多いため、住戸の清掃に関して専門の清掃業者を入れて掃除はいたしません。

よって、退去される方が、清掃の実施をお願いします。(部屋のみではなく特に、換気扇や排水口周り、キッチン周りについてもお願い致します。)

(3) 管理人さんへの連絡について

退去が決まりましたら、お住まいの棟の管理人さんへご連絡をします。

《送付書類》

1. 申立書 : 1通

《添付必要書類》

1. 死亡したことがわかる戸籍謄本または住民票 : 1通

2. 名義人と相続人(手続者)との関係がわかる戸籍謄本 : 1通

お問合せ先

愛媛県営住宅管理グループ

株式会社 第一ビルサービス 松山支店

〒790-0878

松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階

TEL:089-998-6671

FAX:089-998-6670